免許申請から営業開始まで（知事免許の場合）

公益社団法人 愛媛県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会

① 免 許 申 請

・免許申請書は宅建協会にて無料でお渡ししています。
（県庁 HP からもダウンロード可）
・申請手数料は 33,000 円（愛媛県証紙を貼付）
＊宅建協会に入会していただける方は、免許申請書を宅建協会に提出してください。添付書類等の確認の上、愛媛県庁へ提出します。
・オンライン申請もできます（申請手数料は 26,500 円）

・約１ヶ月

② 免 許 許 可

・協会経由で申請者に、免許番号の通知がハガキで届きます。

＊4 ヶ月以内に供託の手続きをしないと免許取消し対象となります。

保証協会に入会する

保証協会に入会しない

③ 入 会 審 査

・各地区連絡協議会で面談を行います。

④ 入 会 承 認

⑤ 入会金等納入、供託手続き

・宅建協会入会金	７０万円（支店 35 万円）
・保証協会入会金	２０万円（支店 10 万円）
・弁済業務保証金分担金	６０万円（支店 30 万円）
合計	**１５０万円**（支店 75 万円）
・宅建協会年会費	**50,000 円**
・保証協会年会費	**6,000 円**
・キャリアパーソン受講料	**8,800 円**

③ 1,000 万円供託

法務局に営業保証金を供託します。
・供託額　本店 1,000 万円
　　支店　 500 万円
※詳しくは
愛媛県土木部建築住宅課宅建係
TEL (089) 912-2758 へお問い合わせください。

※ 保証協会入会金（本店のみ）支払い方法は以下から選択できます。
① 入会時２０万円一括納入
② 入会時１０万円、２年目５万円、３年目５万円納入

⑥ 供託手続き、県庁へ供託済の届出

・宅建協会が手続きを行います。

⑦ 営 業 開 始

・「供託書の写」の送付。
＊誤解を招かないよう免許証の交付を受けてから営業されることをお勧めします

⑧ 免 許 証 交 付

・免許の有効期間は 5 年です。